

歯科診療における患者への文書による 情報提供の在り方について

第1 歯科診療における患者への文書提供導入の経緯

- 1 平成 18 年度診療報酬改定に当たって、社会保障審議会において取りまとめられた「平成 18 年度診療報酬改定の基本方針」（平成 17 年 11 月 25 日）において、「患者から見て分かりやすく、患者の生活の質を高める医療を実現する視点」が示された。
- 2 歯科診療における文書による情報提供については、平成 18 年度改定前は、患者への治療計画等の情報提供を含めた継続的な歯科医学的管理を行う「かかりつけ歯科医機能」を評価していた「かかりつけ歯科医初診料」等の中で算定要件としていたところである。
- 3 平成 18 年度改定において、歯科診療における患者満足度に係る調査の中で、文書で交付することは、患者への効率的で有効な情報提供となりうる結果が示された。

厚生労働省の委託を受けて、日本歯科医学会が平成 17 年 2 月に行った「歯科診療における患者満足度調査」においては、初診時の説明が「非常にわかりやすかった」と回答した者の割合は、説明文書を受領している人で 44.5%、受領していない人で 26.4%との結果が得られた。

- 4 この結果を踏まえつつ、平成 18 年度診療報酬改定において、「かかりつけ歯科医初・再診料」を廃止し、歯科疾患に係る指導管理料等の評価体系を再編する中で、作成した治療計画の内容、患者に対して行った指導管理の内容等について、文書により情報提供を行うことを指導管理料等の算定要件としたところである。

第2 現行の診療報酬上の評価

歯科疾患総合指導料等を算定するための条件として、歯科疾患を有している患者に対して指導管理等を行い、病名、症状、治療計画等を文書により提供することとされている。(参考資料1～4頁)

・ B000-3 歯科疾患総合指導料1 (1回に限り) 130点

歯科疾患総合指導料2 (1回に限り) 110点

歯科診療の開始に当たり、患者への病名、症状、治療内容、治療期間、治療計画等の情報提供を踏まえた総合的な治療計画の立案と継続的な指導管理を評価

・ B001 歯周疾患指導管理料 (月1回算定) 100点

歯周疾患に罹患している患者に対し、プラークコントロール、栄養、日常生活その他の療養上必要な指導を評価

・ C000 歯科訪問診療1 830点

歯科訪問診療2 380点

居宅又は社会福祉施設等において療養を行っている通院が困難な患者に対して歯科訪問診療を行い、患者又はその家族等に対して、歯科訪問診療を行った日付、開始した時刻及び終了した時刻、当該訪問診療で実施した治療内容、患者の状況及びその他療養上必要な事項等につき説明を行った上で、文書により情報提供を行った場合に算定

・ M000 補綴時診断料 (1口腔につき) 100点

新たにブリッジ及び有床義歯の製作等が必要な患者に対して、治療計画書を作成し、病名、症状、検査結果、診断結果、治療内容、製作する義歯等の設計、治療期間等を文書により情報提供した場合に算定

第3 診療報酬結果検証部会での評価

平成18年度診療報酬結果検証部会において、「歯科診療における文書提供に対する患者意識調査」を実施した結果、「患者サイドから一定の評価が得られたものの、情報提供の内容や提供方法等については、次期診療報酬改定に向けての検討課題と考えられる。」との結論が得られたところである。(参考資料5～10頁)

第4 論点

- 1 歯科診療における患者への文書による情報提供の在り方については、診療報酬結果検証部会の評価を踏まえ、情報提供を行うことが必要ではないか。
- 2 また、歯科医療機関が患者に対して提供する診療情報については、患者の視点を踏まえつつ、有効かつ必要な情報とし、文書提供の項目についても検討すべきではないか。